

平成30年度
キャンプリーダー会
設置要綱及び会則

キャンプリーダー会 設置要綱

(名称)

第1項 この団体の名称は、「キャンプリーダー会」（以下、本会）と称する。

(理念)

第2項 本会は「自然と共に生きる」を活動の基本理念とする。

(活動の趣旨)

第3項 本会は「自然の雄大さ」を学び「命の尊さ」を知り「仲間の大切さ」を感じる事を基本理念の趣旨とする。

- 2 自然の雄大さ・・・野外活動を通して、太陽、雨、風、波を肌で感じ、人間も他の動物も同じ大自然の中で生きているということを実感し、自然の雄大さを学ぶと共に環境にも関心を持ってもらえるような活動に取り組んでいく。
- 3 命の尊さ・・・小さな虫も大きな動物も植物も人間も全てに命があり、命の連鎖で人間が生きていられることを実感し、命の尊さを学べる活動に取り組んでいく。
- 4 仲間の大切さ・・・人間は多くの人に支えられながら生きていることを学び、協力することによって一人の何倍もの力を出し、何倍も可能性を広げられることを知り、仲間の大切さを知ってもらえる様な活動に取り組んでいく。

(設立の目的)

第4項 本会の設置目的は組織の構成を明確にし、効率的な活動を行うと共に、教育的な配慮の出来るリーダーを育成することである。

(設立年度)

第5項 平成20年4月1日設立。

(活動場所)

第6項 本会は主たる活動場所を兵庫県立いえしま自然体験センター（以下、センター）とする。

- 2 センターの承認があれば他の施設、場所でも活動することができる。
但し、本会独自の活動の場合はこの限りではない。

第7項 本会の活動年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(所在地)

第8項 本会の所在地は、兵庫県姫路市家島町西島とする。

キャンプリーダー会 会 則

(リーダー登録)

第1条 本会はリーダー登録された者(以下、会員)で構成する。

- 2 本会に加入する者は必ずリーダー登録をしなければならない。
- 3 会員登録は該当年度内の通年活動を前提とした場合のみ受け付ける。
- 4 単位取得等を目的としたボランティア実習等の受入れについては別途規定に従う。
- 5 複数年にわたり活動する者も1年毎に登録し直さなければならない。
- 6 毎年4月に登録を更新し、年度途中に入会する者は随時登録しなければならない。また、氏名・住所等に変更が生じた場合は、ただちにキャンプリーダー会総務部(以下、総務部)に届け出る事とする。
- 7 新規入会者は満15歳以上(高校生以上)から概ね大学2回生までの学生とする。
- 8 在籍期間は、リーダーは満22歳までとする。但し、学生はこの限りではない。
- 9 社会人になり活動を継続する者はアドバイザー部に所属して活動する。
アドバイザー部への所属については別途19条の規定に従うものとする。

(活動の休止)

第2条 活動を休止する者は総務マネージャー及びセンターにその旨を連絡し、休止予定期間を申告の上、休止手続きをしなければならない。

- 2 休止期間中は原則としてセンターからのミーティング等の案内は送付されない。但し、申し出があれば休止期間中であっても継続して送付される。
- 3 休止期間は1年以内を原則とし、それ以上となる者はその旨を総務マネージャー及びセンターに連絡し、了解を得た上で休止継続の手続きをしなければならない。
- 4 休止を中断する場合はその旨を総務マネージャー及びセンターに連絡し、休止解除の手続きをしなければならない。

(退会)

第3条 退会する者は、その旨をキャンプリーダー会会長(以下、会長)に連絡しなければならない。

- 2 会員の退会は何人も是を妨げてはならない。
但し、準役員以上の役職者については年度途中の退会は原則として認めない。
- 3 会長への退会連絡をもって退会とし、会長は退会連絡を受けた場合は直ちにセンターにその旨を連絡し、退会手続きを行うものとする。

(会員資格の喪失及び懲戒処分)

第4条 会員が次の各号に該当する場合、役員会決議により処分を課すことができる。

- 2 以下に該当する場合は会員資格を喪失するものとする。
 - ① 会員が死亡した場合。
 - ② 会員と本会との連絡が6ヶ月間、不可能な場合。但し、休止期間中を除く。
- 3 以下に該当する場合は会員を除名するものとする。
 - ① 会員又は会員の家族が反社会的勢力と関係があることが判明した場合。
 - ② 禁錮以上の刑に処された場合及び過去に処されている場合。
 - ③ 除名処分を受けた場合。
- 4 以下に該当する場合は、会員に対して懲戒処分を科すことができる。
 - ① 本会則に違反した場合。
 - ② 本会の名誉を著しく損なう行為若しくは信用を失墜させる行為を行った場合。
 - ③ 役員会において懲戒処分が相当とされた場合。
- 5 懲戒処分はその程度により、除名処分、活動停止処分、嚴重注意処分とする。
 - ① 除名処分となった者は再登録及び本会会員との今後一切の交流を禁止する。
 - ② 活動停止処分となった者は当該期間中の本会活動への参加を禁止する。
当該期間中は本会会員との交流も禁止とし、違反があった場合は除名処分とする。

(再登録)

第5条 退会した者が再登録を申し出た場合、規定内においては再登録を妨げない。

2 第4条2項②に該当し会員資格を喪失した者の再登録についても同じ。

3 1条7項の規定外であっても役員会がこれを認めた場合は再登録を認める。

(解散)

第6条 本会の解散は役員会において3分の2以上の決議を得なければならない。

(待遇)

第7条 会員はボランティアであり、リーダー活動はボランティア活動である。

2 交通費は兵庫県規定旅費が支給される。

3 食事はキャンプ中に限りセンターより提供される。但し持参弁当が必要な場合がある。

4 宿泊は原則としてボランティアリーダー棟を利用し、宿泊費は発生しない。

5 スポーツ傷害保険に加入する。加入費用はセンターで負担される。

6 活動状況により名札、ポロシャツ、トレーナー等がセンター及び本会から支給される。

7 報償費は支給されない。但し、センターより定められた場合を除く。

8 オリジナルユニフォーム・リーダースキルバッジ等については任意の自費購入とする。

(禁止事項)

第8条 会員は活動中に次の項に該当する行為をしてはならない。

2 利用者に対して金銭・対価の要求及び授受する行為。

3 現行法令に違反する行為及びそれに順ずる行為。

4 社会的若しくは倫理的に指導者として相応しくないと思われる行為。

(活動目標)

第9条 会員は積極的に活動に取り組み利用者のニーズに応えると共に技術向上を目指すものとする。

2 会員は技術習得や能力を高め、安全に配慮し、教育的な配慮を行える資質を養う。

3 会員相互及び利用者との人間関係作りを行い、自己成長を対価としてとらえる。

4 会員はセンター職員とのコミュニケーションを図り、活動を円滑に行うと共に活動しやすい環境作りに努める。

(コミュニティー)

第10条 会員は本会の管理するホームページ等により自由に情報を閲覧し、活用することが出来る。

2 会員は本会の管理するホームページ及びSNSの利用規定を順守するものとする。

(ウェブサイト)

第11条 本会のウェブサイトの名称は「キャンプリーダー会」とする。

2 本会のホームページは「campleader-hyogo.com/」とする。

3 本会のFacebookページは「www.facebook.com/ieshima.campleader」とする。

4 本会のTwitterアカウントは「@CampleaderAss」とする。

5 本会のYouTubeページは「www.youtube.com/user/ieshima2009」とする。

6 本会のInstagramアカウントは「@ieshima_campleader」とする。

(装備)

第12条 活動に必要な装備は各自で用意するものとする。

2 すぐに用意することが難しい物については総務マネージャーの判断により、本会又はセンターの備品をセンター滞在時に限り貸与することが出来る。

(組織構成)

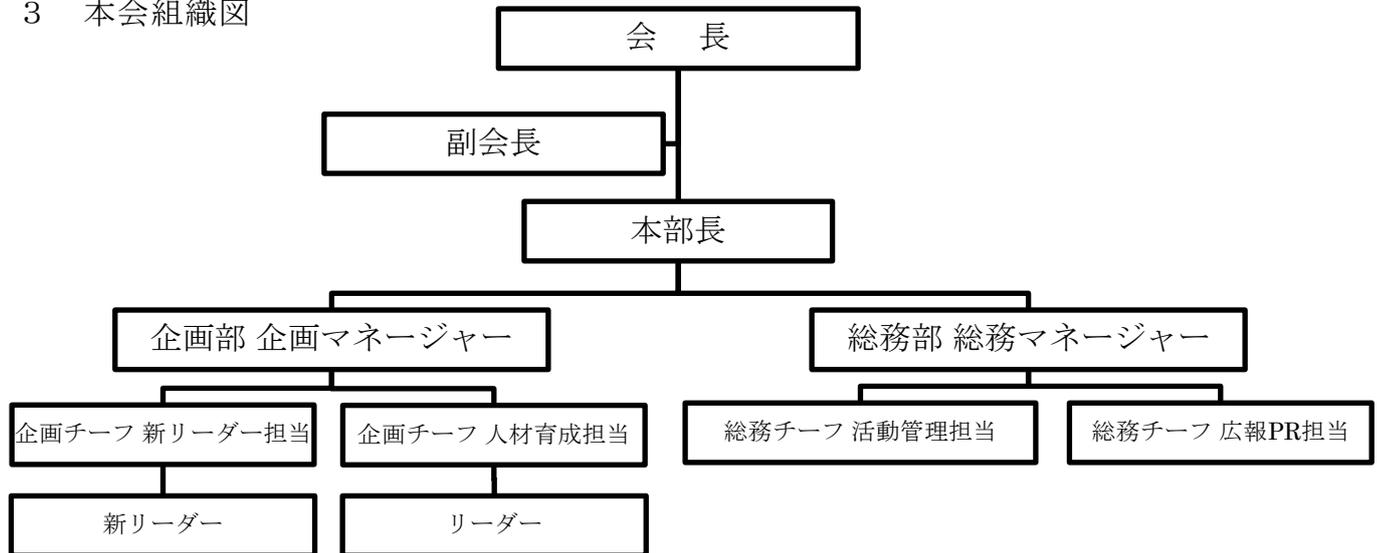
第13条 本会は下図組織として構成・運営する。

役職	役割	対象者	定数
会長	本会の総括	推薦又は自薦で承認を得る者	1名
副会長	会長補佐及び代理	推薦又は自薦で承認を得る者	2名以内

本部長	マネージャーの監督	推薦又は自薦で承認を得る者	1名
マネージャー	各部総括	推薦又は自薦で承認を得る者	各部1名
チーフ	各部庶務	各部マネージャーによる選任	若干名
リーダー	主催事業やキャンプ活動	学生リーダー	なし
新リーダー	リーダー補助	リーダー会登録初年度の者	なし
アドバイザー	役員への助言及び指導	助言・指導に当たれる者	若干名

2 役員会の決議により組織図に明記されていない役職を置くことができる。

3 本会組織図



(会長)

第14条 本会に会長を設置する。

- 2 本会の総括とする。
- 3 本会に関する重要事項の最終承認を行う。
- 4 役員会及び定期ミーティングにおいて議長を務める。
- 5 会長を本会の企画運営する全事業においてプロデューサーとする。
- 6 会長が必要と認めた場合、他の会員にその役割を代行させることができる。

(副会長)

第15条 本会に副会長を設置する。

- 2 副会長は会長補佐とし、会長不在時は会長代理とする。
- 3 副会長はリーダースキル認定講座の管理運営を行う。
- 4 会長又は副会長が必要と認めた場合、他の会員にその役割を代行させることができる。

(本部長)

第16条 本会に本部長を設置する。

- 2 本部長は全ての部及び各部マネージャーを監督する。
- 3 本部長は各部と連携を図り、プログラムの開発・維持・保存を行う。
- 4 会長又は副会長が必要と認めた場合、他の会員にその役割を代行させることができる。

(総務部)

第17条 本会に総務部を設置する。

- 2 総務マネージャーを総務部の責任者とする。
- 3 総務部は備品及び資材の管理（補充、追加、交換）、ワークキャンプの企画実施、名札の製作依頼、支給品管理、その他本会の総務に関わる内容を担当とする。
- 4 総務マネージャーは必要に応じて総務部会を実施することができる。

(企画部)

第18条 本会に企画部を設置する。

- 2 企画マネージャーを企画部の責任者とする。

- 3 新リーダー説明会、トレーニングキャンプ、各種講習会等の企画実施、Facebook 及びブログ・SNS等の管理運営、リーダー募集、広報、その他本会の運営に関わる内容を担当する。
- 4 企画マネージャーは必要に応じて企画部会を実施することが出来る。
(執行役)

第18条 会長、副会長、本部長を執行役とする。
(役員)

第19条 執行役及び全てのマネージャーを役員とする。
2 チーフは準役員とする。
(アドバイザー部)

第20条 本会にアドバイザー部を設置する。
2 社会人となるリーダー(4年制大学卒業相当年齢)の中から役員会で選出し、本人の同意によりアドバイザーとなり、アドバイザー部に所属する。
3 リーダーとして2年以上本会に所属し、高い知識と技術を有する者で、本会の発展に貢献できる者をアドバイザー選考条件とする。
4 キャンプ及び役員に対する助言と指導を主な役割とする。
5 任期は本人の継続意思のある限り続くものとする。但し、年度毎の更新とする。
6 役員会の決定により、必要に応じてアドバイザーに役職を与えることが出来る。
(役員及び準役員の選任)

第21条 役員及び準役員は推薦又は自薦により選出し、役員会による選考後、会員の承認を得て決定する。
2 役員の対象者は本会に所属する全会員とする。
3 役員の任期は1年とする。
4 役員の再任は妨げないものとする。
5 必要があれば役員は他の役職を兼任することが出来る。
6 選考時期は概ね1月に推薦・自薦を受け付け選考し、2月に決定する。
選考時期は定期ミーティングの実施日等を考慮し、変更することができる。
7 準役員の承認は役員会の承認によって代えるものとする。
(役員会)

第22条 本会に役員会を設置する。
2 役員会は役員及び準役員で構成する。
3 役員会での決定権は役員のみが有し、準役員はオブザーバーとする。
4 役員は必要に応じて役員会を開くことが出来る。
5 役員会は必要に応じてセンター職員又はアドバイザーに同席を求めることが出来る。
6 決議により会員の入退会を決定することが出来る。
7 決議により会則の改定を行うことが出来る。
8 決議によりアドバイザー部に所属する会員を選任することが出来る。
9 役員会を欠席する場合は、原則として会長に一任するものとする。
10 役員会は全役員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって成立するものとする。
(登録の種別)

第23条 本会に所属する全ての学生をリーダーとし、全ての社会人をアドバイザーとする。
(名札)

第24条 会員はキャンプ中に限り、活動に支障がある場合を除き名札を付ける事とする。
2 登録の種別に関わらず全て「リーダー」と記載する。但し役員を除く。
3 名札を新規作成する場合は総務マネージャーが集計し、センターに製作を依頼する。
4 名札を破損、紛失した場合は総務からセンターに再製作を依頼する。

但しマネージャー以上の別注名札を再制作する場合は、製作費を自己負担とする。
(ミーティング)

第25条 本会はキャンプや活動に向けての話し合いの場として、センター職員の同席のもとでリーダーミーティングを実施する。

2 ミーティングの日程は年間事業計画と共にセンターより4月に配布される。

3 ミーティングの参加連絡は出欠に関わらず必ず総務部に連絡しなければならない。

(ミーティングへの参加)

第26条 リーダーは可能な限りミーティングに参加することとする。

(議長)

第27条 ミーティングは会則第14条4項に基づき会長が議長を務める。

2 会長の不在時は第15条2項に基づき副会長がこれに代わり務める。

3 会長、副会長が共に不在の場合、会長は別途議長を指名することが出来る。

4 会長、副会長が共に不在であり、議長の指名の無い場合は本部長・総務マネージャー・企画マネージャーの順に、これを務める。

(臨時ミーティング)

第27条 会員は必要に応じて臨時ミーティングの開催を要求することが出来る。

2 ミーティングを開催したい旨を総務マネージャーに連絡し、必要性があると判断した場合はセンターに申請書を提出し、許可を得た後に臨時ミーティングを開催することが出来る。

3 臨時ミーティングの開催は以下の条件を満たしている場合とする。

① ミーティングの目的が明確であること。

② ミーティングに2時間以上必要な場合であること。

③ 役員・準役員のいずれかを含む3人以上の話し合いが必要な場合であること。

4 臨時ミーティングの会場は基本的にはセンターの指定する場所とする。但し会員宅等希望場所がある場合はその旨を申請書に記載する。

5 臨時ミーティングの交通費は後日センターより支給される。

6 臨時ミーティング終了後は3日以内に報告書を総務マネージャーに提出しなければならない。

(キャンプ中の組織)

第28条 キャンプ中の組織に関してはプロデューサー(P)を事業監督とし、チーフディレクター(CD)をリーダーの責任者とする。

2 Pはキャンプリーダー会会長がこれを務めるものとする。

3 CDは必要に応じてキャンプ中の組織にディレクター(D)及びアシスタントディレクター(AD)、その他担当を設置することが出来る。

4 事業企画はCDがこれを行い、Pに事業企画を提出し承認の後にCDはセンター担当職員に事業企画を提出するものとする。

5 CDがセンター職員の場合は本条4項の手順を省略する。

(新規キャンプ企画)

第29条 新規キャンプ企画(ワークキャンプ・トレーニングキャンプを含む)がある場合は企画書はその内容に応じて担当マネージャーに提出することとする。

2 リーダーは2名以上の連名企画書を提出することとする。

3 役員、準役員、アドバイザーは単独での立案を可とする。

4 提出された企画書はセンターと相談の上、可否結果を担当マネージャーより企画者に通知する。

(研修・ワークキャンプ)

第30条 会員はトレーニング及び各種講習会・ワークキャンプを実施することが出来る。

2 研修は原則として企画部の主催で実施し、ワークキャンプは総務部の主催で実施する。

- 3 必要に応じて役員、準役員、アドバイザーも実施することが出来る。
- 4 研修・ワークに対して要望がある場合は担当部に連絡することとする。
- 5 研修内容により講師が必要な場合、担当マネージャーはその旨をセンターに依頼する。
(リーダースキル認定講座)

第31条 本会はリーダーのスキル向上を目的としリーダースキル認定講座を実施する。

- 2 講座内容は別途規定する。
(活動に関する規約)

第32条 リーダー活動は規約に基づいて行う。

- 2 会員規約は下記の通りとする。
 - ① 指導者としての立場を理解し、利用者の見本となるように心がけなければならない。
 - ② 利用者に対し不快感を与えない丁寧な言葉遣いをしなければならない。
 - ③ 品位のある接し方、話し方をし、目標となる人になるように努めなければならない。
 - ④ 頭髪は奇抜な色、特殊な髪型は出来る限り避けることとする。
 - ⑤ 服装は野外活動に支障の無い服装とする。
 - ⑥ ピアス・指輪等の活動に不要なものは出来る限り身に付けないように心がける。
 - ⑦ 本会が定める会則・規約・指針に従って活動しなければならない。
 - ⑧ 活動中は現行法令を遵守する。

平成20年	4月	1日	実施
平成30年	4月	1日	改訂